



## 年金

国民年金保険料の  
納め方と免除制度

国民年金第1号被保険者の  
月々の保険料は14,410円  
(平成20年度)です。

## 納付方法

- 納付書を使って金融機関・郵便局・コンビニでの納付
- 口座振替・クレジットカードでの納付

## 免除制度

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、納付が免除又は猶予される制度があります。免除や猶予の承認を受けた期間は、老齢・障害・遺族基礎年金を受給するための必要な期間に算入されます。

制度名、審査対象や老齢基礎年金額の計算方法は、以下のとおりです。

制度名	審査対象	老齢基礎年金の受給額 (全額納付に対し)
全額免除	本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合	6分の2
4分の3免除		6分の3
半額免除		6分の4
4分の1免除		6分の5
若年者納付猶予	30歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合	算入されません
学生納付特例	学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合	

※ 4分の3免除、半額免除、4分の1免除についても、免除後の保険料を納付しないと、免除も無効(未納と同じ)になります。

いずれの制度も、免除の承認を受けてから10年以内であれば将来受け取る年金額を増やすため、さかのぼって保険料を納めることができます。また、免除や猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に納付する場合は、当時の保険料に、経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、早めの納付をおすすめします。

## 申請先

役場町民課住民係又は松山西社会保険事務所

## 持参物

- ・年金手帳
- ・印鑑
- ・学生証又は在学証明書(学生の場合)

## 問い合わせ

松山西社会保険事務所  
国民年金保険料課  
役場町民課住民係  
☎925-5175  
☎985-4106

## 町税前納報奨金制度廃止のお知らせ

平成21年度から町県民税(普通徴収分)、固定資産税の前納報奨金制度を廃止することになりました。

## ●前納報奨金制度とは

戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況の中で、地方財政の基盤を強化するために、税収の早期確保や自主納税意識の向上を図るといった目的とともに、納期前に納付された税金に対する金利面を考慮し、創設されたものです。

## ●改正の主な理由

- ① 創設当時と比べて経済事情などの状況は大きく変わり、口座振替制度の普及などにより、納税意識の向上や税収の早期確保といった一定の目的が達成されたこと。
- ② 前納報奨金制度を利用できるのは前納できる人に限られ、また特別徴収(給与天引き)により町県民税を納税されている方は、特別徴収の制度上、前納報奨金制度を利用できないなどの不公平の解消のため。

## ●口座振替により、前納をしている方へ

平成20年11月ごろに「松前町税口座振替変更届」をお送りします。前納報奨金制度廃止に伴い期別納付に変更される方については、「松前町税口座振替変更届」にご記入の上、返送していただくことを予定しています。なお、口座振替による前納を継続される方は、手続き(返送)の必要はありません。

これまで、この制度の運用にご協力をいただきましたことにお礼を申し上げますとともに、制度の廃止についてご理解をよろしく願います。

問い合わせ 役場税務課管理収納係 ☎985-4109